第明三治十種五郵年便三物月三十一認可日

⑵　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成20年12月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

⑴　ポイントの付与

イ）高速国道

料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

ロ）本申請１高速道路の路線名中⑭から⑳までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に１ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年４月１日から平成23年３月31日までの間については、料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

⑵　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

⑶　弾力的なポイントの付与及び割引

⑴及び⑵に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。

⑷　その他

平成24年度及び平成25年度の本割引については、地方部上限割引などの導入による影響を踏まえて見直しを検討することとし、その結果を踏まえ、割引内容を変更するものとする。

②　大口・多頻度割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

⑴　車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	15パーセント
３万円を超える部分	20パーセント

⑵　契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年４月１日から平成26年３月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が２万７千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

③　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は１４パーセント以下とする。